

第3期 つがる市教育振興基本計画

2026（令和8）～2030（令和12）年度

多彩な人と文化を育むまちづくり



田小屋野貝塚
タマキちゃん



亀ヶ岡石器時代遺跡
カイトくん

2026（令和8）年4月

つがる市・つがる市教育委員会

目次

多彩な人と文化を育むまち

1	はじめに	1
2	教育施策の方針	2
3	施策の大綱	3
4	基本計画	
4-1	学校教育の充実計画	4
4-2	生涯学習・スポーツの振興計画	7
4-3	文化・芸術の振興計画	9
4-4	交流の促進計画	11
5	学校における働き方改革の更なる推進	12

(1) 趣旨

本市では、これからの社会変化を見据え、本市が持つ地域資源を十分生かしつつ、総合的かつ効果的な取組を着実に推進することを目的として『第3次つがる市総合計画前期基本計画（2026～2030年度）』（以下、「市総合計画」）を策定しました。

これを受け、つがる市教育委員会では、国の「教育振興基本計画」並びに青森県の教育施策等を踏まえ、本市教育の更なる振興に向けた具体的施策を展開するため「つがる市教育振興基本計画」を新たに決めました。

本計画は、本市総合計画の教育分野に基づき、各基本計画を掲げるとともに、総合教育会議での協議・調整をもって「教育大綱」に代えることとしました。これにより、市の最上位計画と教育施策の方針を一体化させ、本市が目指す教育の姿を明確に示す指針としました。

(2) 性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する「教育大綱」として位置づけます。

(3) 計画期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度まで 【5年間】

2 教育施策の方針

多彩な人と文化を育むまち

つがる市教育委員会では、本市の教育行政の基本的な目標及び施策の方向性を示すため、次のとおり教育施策の方針を定め、この方針に基づき、県教育委員会、市内の学校、家庭、関係機関・団体、及び地域社会との連携を図りながら各施策を推進します。

■ 基本的な目標

つがる市教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。

■ 市総合計画との相関

基本計画	施策の方向性(基本施策・施策項目)
4-1 学校教育の充実 ①確かな学力の育成 ②情報化・国際化に対応した教育の推進 ③学校と地域の連携推進 ④子どもたちの安全確保	これからの社会を生きるための 〔基本施策1〕知・徳・体を育む学校教育の充実 ①確かな学力の育成 ②情報化・国際化に対応した教育の推進 ③学校と地域の連携推進 ④子どもの安全・安心と教育環境の充実 ⑤学びの保障の充実
4-2 生涯学習・スポーツの振興 ①学び合う生涯学習の推進 ②地域活力を育むスポーツ振興	学び合い、交流、健康を生み出すための 〔基本施策2〕社会教育とスポーツの振興 ①社会教育の振興 ②地域活力を育むスポーツ振興
4-3 文化・芸術の振興 ①歴史資源の保存と活用 ②文化財施設等の整備・充実 ③文化・芸術活動の促進	郷土の歴史に誇りを持ち、豊かな感性を未来へつなぐための 〔基本施策3〕文化財の活用保存と地域文化・芸術の振興 ①歴史資源の保存と活用 ②文化財施設等の整備・充実 ③伝統文化の保存・活用
4-4 交流の促進 ①姉妹都市等との交流促進 ②多文化共生・国際理解の推進	姉妹都市との交流や国際理解のための 〔基本施策4〕交流事業の促進 ①姉妹都市等との交流促進 ②多文化共生・国際理解の推進

多彩な人と文化を育むまちづくり

地域と連携し将来の夢や目標を持つ子どもたちの糧となる学校教育の実現に努めるとともに、縄文文化に根差した郷土の学習や社会教育を推進します。つがる市民一人ひとりのユニークさが発揮される土台づくりに取り組むことにより、「まちの将来像※」の実現を目指します。

※本市総合計画から抜粋・要約

■まちの将来像

将来像は、本市総合計画のまちづくりの基本理念「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」に基づき、10年後に目指す「つがる市」の具体的な姿です。

**「アキない」挑戦と交流が生まれ、
「あづましい」暮らしを育むつがる市**

この将来像は、「日本のふるさと」として本市固有の自然や文化を守りながら、行政と住民が連携し、飽くことのない主体的な挑戦と交流を通して実現した、心地よく住みよい、飽きずに住み続けられるまちの姿を表しています。

「アキない」の多義性

「アキない」は「商い(商売)」「飽きない(退屈しない)」「空きがない(既存ストックの有効活用)」3つの意味を持ちます。本計画の取組全般において新しい挑戦や活発な交流が生まれるまちを目指します。

「挑戦」の意義

基幹産業である農業の振興に加え、再生可能エネルギー産業など新たなビジネス創出、地域キャラクターによる情報発信など、経済の活性化と持続的な発展へ「挑戦」するまちを目指します。

「交流」の意義

縄文遺跡等歴史資源や地域に根付いた祭りは文化的な資源であるのみならず、本市市民の「心の拠り所」です。これら文化的な「心の拠り処」へ市内外からの関心を高め、多世代にわたる人的交流や経済活動を促進し、飽きない「交流」を育むまちを目指します。

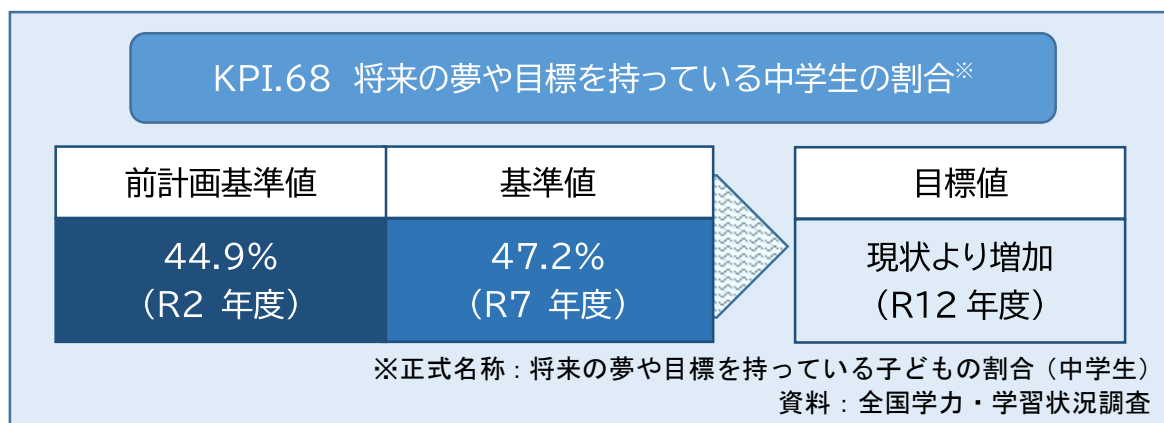
「あづましい」の強調

「あづましい」は「心地よい」「住みよい」「安心する」を意味します。「あづましい」暮らしを「育む」とは、快適さが自然に生まれるのではなく、行政と地域住民が連携した「挑戦」と「交流」により、意識的に築き上げていくという意思を示しています。

4-1 学校教育の充実計画

多彩な人と文化を育むまち

「多彩な人と文化を育むまち」の実現に向け、子どもたちの「生きる力」を育み、情報化・国際化時代に対応した人材の育成を図るとともに、「あづましい」郷土に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを養う教育を推進します。



(1) 現況・問題点

日本の学校教育は国際的に高く評価されていますが、近年は、多様化する子どもたちの状況（いじめ、不登校、貧困、外国人児童生徒の増加など）や情報化への対応の遅れが指摘されています。学校では教師の長時間勤務による疲弊や教師不足が深刻です。社会の変化に伴う学校教育の変革は不可欠であり、国は、予測困難な時代に対応できる持続可能な社会の創り手の育成を目標としています。

本市では、引き続き「生きる力」を育む教育を推進するとともに、市内全小中学校でコミュニティスクールと地域学校協働活動に取り組みます。学校と地域が連携・協働した「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

(2) おもな課題

- ① 個別最適な学びの推進
- ② 情報化・国際化に対応できる人材育成
- ③ 学校と地域が連携したふるさと教育の充実
- ④ 給食や登下校を含む多面的な教育環境の安全確保

(3) 施策の方向性

これからの社会を生きるための

〔基本施策1〕 知・徳・体を育む学校教育の充実

(4) 施策項目

① 確かな学力の育成

- ア 「つがる市授業づくりのスタンダード」に基づいた授業改善を推進する
- イ 学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、状況に応じた学習内容の工夫ときめ細かな指導に努める
- ウ 「つがる市型小中一貫教育」の柱として外国語及び国際理解教育の充実を図り、小中一貫英語教育を推進する
- エ 教職員が本来の職務に集中できるよう、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）等を配置するとともに、統合型校務支援システム等の導入により教育DXを推進する

② 情報化・国際化に対応した教育の推進

- ア GIGA（ギガ）スクール構想に基づき、校内ネットワークと個々の端末を保全し、個別最適な学びと協働的な学びを推進する
- イ ICT 機器を安全に使用し、情報を活用するための能力向上を図るとともに、情報モラル教育を推進する
- ウ グローバル化に必要な能力の育成に向け、外国語を用いたコミュニケーションの機会や国際理解教育を充実させる

③ 学校と地域の連携推進

- ア コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、学校と地域が連携・協働して子どもの学びを支える取組を進める
- イ ふるさとに誇りと愛着を持ち、たくましく生きる人材の育成に向け、市民を講師とする学習機会や、郷土学習の機会を充実させる
- ウ 地域の教育資源を活用した体験活動を積極的に行い、学校と地域社会との交流を推進する
- エ 学校教育施設を開放し、地域交流と地域クラブ活動の利用を促進して部活動の円滑な地域展開を進めるとともに、地域全体の教育力向上を推進する

④ 子どもの安全・安心と教育環境の充実

- ア 児童生徒の安全な教育環境を確保するため、適切な安全管理・点検を行うとともに、学校施設の整備を推進する
- イ 遠距離通学の負担軽減及び登下校の安全確保を図るため、適切なスクールバスの運行を推進する
- ウ 安全な給食の提供に向け、国の基準を満たす施設及び体制を保持するとともに地元農水産物を用いた「食育」を進める
- エ 子どもの防犯意識高揚に向け、家庭との連携を図り、インターネットやスマートフォン・ゲーム機等の安全な利用等について啓発する

⑤ 学びの保障の充実

- ア いじめや不登校の未然防止と適切な事案対処をするため、スクールカウンセラーなどを配置し、学校との連携を推進する
- イ 個別の支援や配慮を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、スクールサポーターを配置し、きめ細やかな支援と援助を行う

(5) 学校教育に係る指導の方針等

学校教育指導の方針と重点^{※1}は、施策の大綱・基本施策1及び県教育委員会の施策等を踏まえ、次のとおり定めます。各学校では、指導の方針と重点に基づき、「信頼される学校」の実現に努めます。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢と志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

■ 目指す学校像 「信頼される学校」

■ つがる市学校教育の三本柱

確かな学力 豊かな心と健やかな体 力量のある教職員

■ 重点等と施策項目との関連

目指す学校像・重点項目	関連する施策項目 ^{※2}
信頼される学校	③－ア
1 授業の充実	①－ア、イ、ウ ②－ア ③－ウ
2 道徳教育の充実	③－イ
3 特別活動の充実	③－エ
4 体育・健康教育の充実	④－ア、ウ
5 生徒指導の充実	⑤－ア
6 キャリア教育の充実	③－ウ
7 特別支援教育の充実	⑤－イ
8 環境教育の推進	③－ウ
9 国際化に対応する教育の推進	②－ウ
10 情報化に対応する教育の推進	②－イ ④－エ
11 研修の充実	①－エ

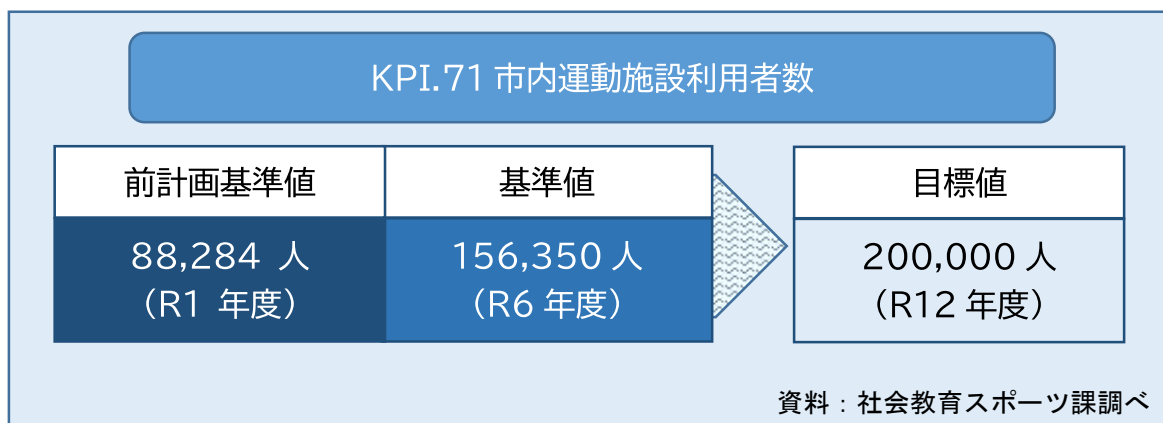
※1 学校教育指導の方針と重点の詳細は、毎年発行する「学校教育要覧」に掲載します。

※2 例として「信頼される学校」の③－アは、上記(4)施策項目③学校と地域の連携推進のアの内容を指します。

4-2 生涯学習・スポーツの振興計画

多彩な人と文化を育むまち

「多彩な人と文化を育むまち」の実現に向け、社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成を図り、学び合う生涯学習活動を推進します。また、生涯スポーツを通じた健康づくりによる市民交流の活性化を図ります。



(1) 現況・問題点

平均寿命の延伸等を背景に国の政策は「超スマート社会 (Society 5.0)」への途上にあり、生涯学習・社会教育は地域課題の解決に資するものとして重要性を増しています。

本市の生涯学習は「つがる市立図書館」を拠点として展開してきましたが、令和5（2023）年図書館利用者数はピーク時より約8万人減の18万人に留まっています。スポーツ面では、つがる市総合体育館のオープンによりプロスポーツや大規模イベント開催が可能となりましたが、一般市民の日常的な運動機会の確保や、既存施設の有効活用と維持管理が課題です。今後は、社会教育施設、体育施設とも利活用促進を図るとともに、市民一人ひとりの活動充実に向け、市民ニーズを踏まえた学習・スポーツ機会の創出が求められます。

(2) おもな課題

- ① 地域コミュニティの基盤形成に資する社会教育関係団体の活動支援
- ② 生涯学習の充実に資する文化事業の推進
- ③ 多様なスポーツ機会の提供
- ④ 社会教育施設・体育施設の利活用促進

(3) 施策の方向性

学び合い、交流、健康を生み出すための

〔基本施策2〕 社会教育とスポーツの振興

(4) 施策項目

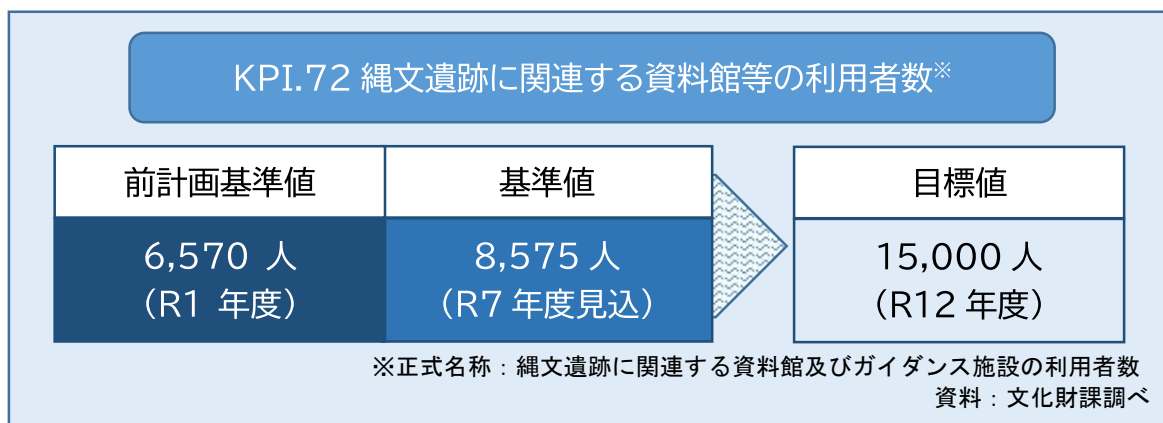
① 社会教育の振興

- ア 生涯学習交流センター「松の館」や公民館等の社会教育施設を拠点とし、市民が生涯にわたり学習できるよう、多様な情報提供に努め、幅広い世代が参加できる文化的事業を実施する
- イ 社会教育活動を通じた地域交流の活性化を図り、社会教育関係団体に対する認定制度等により、各団体の自主的な活動を支援する
- ウ 市民の生涯にわたる文化的な生活を支えるため、図書館機能を充実し、学習・交流の機会を提供するなど、読書活動を推進する

② 地域活力を育むスポーツ振興

- ア 市民のスポーツ活動及びスポーツを通じた交流を促進し、各種競技大会への参加支援や選手の育成強化を図る
- イ 市民が運動を気軽に楽しむことができるよう、既存施設の有効活用及び運動プログラムの実施を推進する
- ウ 多様なスポーツ機会の提供に向け、「総合型地域スポーツクラブ」による活動を推進する
- エ 体育施設について、公式戦に対応できる既存施設や学校施設を適切に活用し、市全体として効率的かつ効果的な運用を図る

「多彩な人と文化を育むまち」の実現に向け、歴史資源や文化財の保護につとめ、文化活動の拠点を整備しまちづくりに活用するとともに、郷土芸能や伝統文化の継承に向けた担い手の確保と活動の活性化を図ります。



(1) 現況・問題点

地域の歴史や文化、文化財は、我が国の貴重な財産であり、近年は将来の地域づくりの核として重視されています。本市には、世界文化遺産に登録された縄文時代の遺跡など学術上貴重な歴史資源があり、歴史に根差した祭りや民俗芸能があります。これらの資源の重要性を認識し、まちのアイデンティティとして育てていく必要がありますが、生活様式が多様化や少子化の進行により、その継承が困難になりつつあります。

市民アンケートでは、本市の好きなところとして「祭り、イベントが賑やかなところ」が中学生で54%、高校生で42%を占めました。まちづくり活動への参加意向は「市の活性化に関与するもの（祭りや講習会など）」が一般で約50%、中高生とともに約60%と高くなっています。より多くの若者が本市の歴史・文化に触れる機会を拡充するとともに継承に向けた取組が求められます。

(2) おもな課題

- ① 将来にわたり歴史的・学術的・美的価値を損なわない文化財の保存
- ② 地域の高付加価値化につながる歴史資源の活用
- ③ 保存・活用など全市的な機能分担と最適化を考慮した施設整備
- ④ 地域の歴史資源、文化資源に対する市民の理解促進
- ⑤ 民俗芸能・伝統行事を通じた市民の交流促進

(3) 施策の方向性

郷土の歴史に誇りを持ち、豊かな感性を未来へつなぐための

〔基本施策3〕 文化財の保存活用と地域文化・芸術の振興

(4) 施策項目

① 歴史資源の保存と活用

- ア 縄文文化の解明に資する発掘調査及び遺跡の調査研究を推進する
- イ 史跡の保存に向け、整備基本計画等を基に、現地の段階的な整備を進める
- ウ 世界文化遺産である縄文遺跡群において、来訪者受入れ体制を充実するため、施設整備とともにガイド等の育成を図る
- エ 市内未指定文化財の掘り起こしと指定に向け、組織整備及び文化財の保存・活用を推進する
- オ 歴史資源の活用に向け、情報発信や啓発活動を推進する

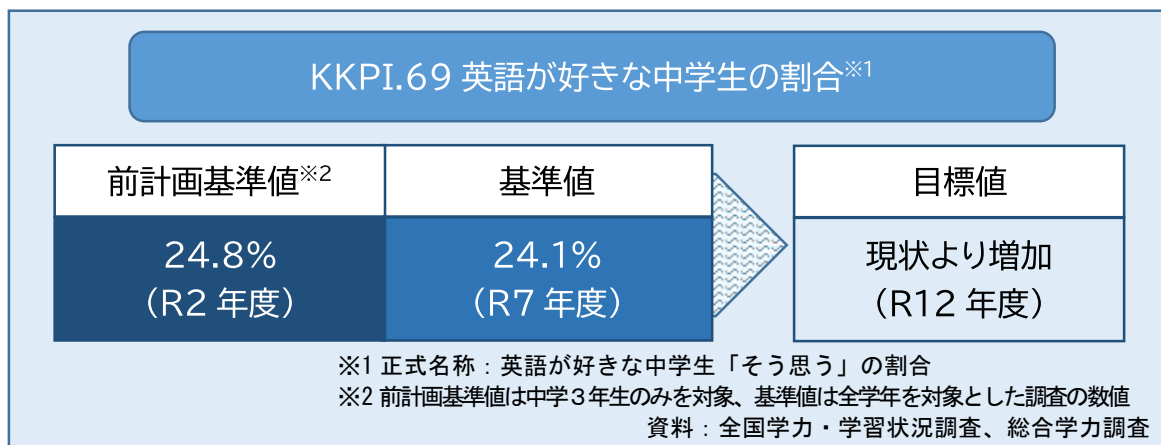
② 文化財施設等の整備・充実

- ア 文化財の活用に向け、史跡整備基本計画に基づき、各資料館及びガイダンス施設の仕様や展示の充実を図る
- イ 学習の場及び観光拠点等としての有効活用を図り、新設施設・既存施設の効率的・効果的な運用を行う

③ 伝統文化の保存・活用

- ア 市民が地域の歴史や文化に触れ、学ぶことができるよう、機会の提供に努める
- イ 郷土芸能や地域文化の保存・継承に向け、啓発活動を充実し文化活動等の担い手となる若い世代の参加を促す
- ウ 自主的な文化活動の活性化に向け、文化活動団体に対する支援を充実する
- エ 芸術文化に触れ参加する機会の充実を図り、生涯学習交流センター「松の館」、旧制木造中学校講堂や各公民館を活用する

「多彩な人と文化を育むまち」の実現に向け、国内外の様々な地域と交流し、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、住民同士の「アキない」交流拡大を図ります。



(1) 現況・問題点

国際化が進み、日常生活においても、日本だけではない、様々な国の人々との相互理解が必然となっています。相互の理解促進、友好・親睦を図るため、本市では姉妹都市交流に力を入れています。海外の姉妹都市との交流事業を通し、特に子どもたちには、異文化に対する理解やコミュニケーション能力が養われるほか、本市への愛着や理解が育まれるよう、関係性を深化させていく取組が求められています。

(2) おもな課題

- ① 姉妹都市等とのさらなる交流の促進
- ② 国際的な視野を持ち国内外で活躍する人材の育成

(3) 施策の方向性

姉妹都市との交流や国際理解のための

〔基本施策4〕 交流事業の促進

(4) 施策項目

① 姉妹都市等との交流促進

- ア 海外の姉妹都市との交流活性化を図り、相互訪問交流事業や、歴史を後世に継承する活動を推進する

② 多文化共生・国際理解の推進

- ア 姉妹都市協会等との連携による国際交流フェアの開催等、市民が国際理解を深める機会等を捉え、児童生徒の参加を促す
- イ 外国籍の方々が本市市民として安心して生活できるよう、情報提供の多言語化など多文化共生に向けた取組とともに、学校における日本語指導の充実に努める

5 学校における働き方改革の更なる推進 多彩な人と文化を育むまち

国が定めた「第4期教育振興基本計画」（2023年度～2027年度）において、計画の実効性を確保するためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要があると謳われています。つがる市教育委員会では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」※に位置づけた「つがる市はたらくシアPLAN」に基づき、学校における働き方改革を加速化させ、教職員が仕事を通じて得られる喜びや充実感、自己実現への満足感といった「働きがい」を享受できる環境の充実に図り、最終的に「子どもたちの健やかな成長と学びの質の向上」という学校教育の究極的な目標を実現することを目指します。

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年法律第68号による改正）第8条の規定に基づき、文部科学大臣が定める指針に則して策定が義務付けられた計画。



つがる市教育委員会（教育総務課）

〒038-3138 つがる市木造若緑52

電話 0173-49-1201

FAX 0173-49-1212